

「認知症対応型共同生活介護事業所開設事業者公募要項（第7期介護保険事業計画再公募分）」
に係る質問・回答一覧

番号	区分	質問	回答
1	整備予定地関係	<p>整備予定地の条件として、公募要項第4-2-(1)③において「第三者の抵当権・根抵当権の設定がないこと」とあるが、公募施設の整備を目的として応募事業者が金融機関から融資を受ける際に当該地に権利設定がなされた場合も条件を満たさないことになるのか。</p>	<p>本条件は、整備予定地が他事業等に係る資金融資のために既に権利設定されている場合に安定的な事業整備が担保されない恐れがあることから付したものであるため、公募施設整備事業に係る資金融資を目的としての権利設定については、本条件の制約は受けません。</p>
2	資金計画関係	<p>公募要項第4-4-(1)①において確保すべき自己資金基準の一つに「新設の場合等における用地取得費を超える額を自己資金として確保すること」としてあるが、当該用地取得費には造成等費用も含むのか。</p> <p>また、用地取得費の全額を金融機関からの借入金で調達する場合は、要件を満たさないこととなるのか。</p>	<p>整備予定地に係る造成費用については本要項において施設建設費の一部としているため用地取得費ではなく、施設建設費に係る自己資金基準の対象となります。</p> <p>また、本要項において自己資金とは現金、預金、有価証券及び寄附金等申請時において現に応募事業者の資産として確認できるものを指し、借入金による調達は要件を満たしているとは認められません。（公募要項P4 図【自己資金確保のイメージ】参照。）</p>